

建築士事務所の設計等の業務に関する報告書記入上の注意事項

島根県土木部建築住宅課

(第一面)

- ・ 建築士事務所の一級・二級・木造建築士事務所の別、登録番号、建築士事務所名称、建築士事務所所在地、電話番号を記入してください。
- ・ 建築士事務所の開設者の氏名又は名称及び押印
- ・ 今回報告の事業年度の期間を記入してください。
 - 開設者が個人の場合は、氏名を記入してください。押印は個人印になります。
 - 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人名と法人の代表者の役名、氏名を併せて記入してください。押印は代表者印になります。

(第二面)

- ・ 該当年度の業務を完了日の最近のものから順次記入してください。
該当する業務実績がなかった場合は、「該当なし」と記入してください。
- ・ 構造及び規模欄には構造別・階数・延べ面積を、業務内容欄には設計・工事監理等を明確に記入してください。期間は、年月日まで記入してください。
- ・ 元請けとして行った設計・監理業務等だけでなく、元請建築士事務所から、委託を受けた業務についても、記入が必要です。

(第三面)

- ・ 管理建築士を含む事業年度内に所属する建築士を記入してください。
ただし、年度途中で退職された方については、その旨を記入してください。
- ・ 建築士事務所に所属する建築士に受講が義務付けられている定期講習（一級建築士、二級建築士、木造建築士）及び構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士に受講が義務付けられている定期講習の内、直近のものを受講した年月日を記入してください。
(建築士会や建築士事務所協会が実施している、「知事指定講習」を受講した年月日ではありませんので、御注意ください。)

なお、平成24年3月31日までに最初の講習を受講して頂くこととなりますので、業務報告時点で未受講の場合は空欄にしておいてください。

(第四面)

- ・ 所属建築士ごとに、当該年度の当該建築士事務所の業務におけるものに限って、実績を記入してください。
- ・ 確認申請図書に記名している建築士については、その業務実績について記載が必要です。
- ・ 該当する業務実績がなかった場合は、「該当なし」と記入してください。

(第五面)

- ・ 建築士法第24条第2項の規定に基づき、管理建築士により開設者に対して述べられた意見を記入してください。
- ・ 管理建築士と開設者（法人の場合は開設者代表者）が同一の場合、及び意見が述べられなかった場合は、「該当なし」と記入してください。